(31)　神戸第七防波堤西灯台から一九一度一五分七、七五〇メートルの地点
(32)　神戸第七防波堤西灯台から一七一度三〇分七、二八〇メートルの地点
(33)　神戸第七防波堤西灯台から一六六度三〇分四、七〇〇メートルの地点
(34)　神戸第七防波堤西灯台から一四九度四五分四、八五〇メートルの地点
(35)　西宮防波堤西灯台から一九一度四五分七、九二〇メートルの地点
(36)　西宮防波堤西灯台から一八七度四五分七、七四〇メートルの地点
(37)　西宮防波堤西灯台から一九二度三〇分四、七八〇メートルの地点
(38)　西宮防波堤西灯台から一八四度三〇分四、四八〇メートルの地点
(39)　西宮防波堤西灯台から一八三度七、〇五〇メートルの地点

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十六年一月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令（以下「新令」という。）別表第二第一号に規定する東京湾中央航路の区域（改正前の港湾法施行令別表第二第一号に規定する中ノ瀬航路及び同表第二号に規定する浦賀水道航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

第三条　この政令の施行の際現に新令別表第五に規定する東京湾に係る緊急確保航路又は大阪湾に係る緊急確保航路の区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

2　この政令の施行の際現に新令別表第五に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第三号及び第四号、第十条第二項第四号並びに第五十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第四号中「及び第二十四号」を「、第二十四号及び第三十三号」に改める。

別表第一第一号イ中(78)を(80)とし、(77)を(79)とし、同号イ(76)中「以上」を「を超えるもの」に、「以下」を「未満」に改め、同号イ(76)を同号イ(78)とし、同号イ中(75)を(77)とし、(72)から(74)までを(71)を(72)とし、(72)の次に次のように加える。

(73)　メチルターシャリペンチルエーテル

別表第一第一号イ中(70)を(71)とし、(64)から(69)までを(65)から(70)までとし、同号イ(63)中「成る混合物」の下に「並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物」を加え、同号イ(63)を同号イ(64)とし、同号イ中(62)を(63)とし、(41)から(61)までを(42)から(62)までとし、(40)を削り、(39)を(41)とし、(13)から(38)までを(15)から(40)までとし、(12)の次に次のように加える。

(13)　エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。）

(14)　エトキシ化プロポキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第一号イに次のように加える。

(81)　法第三条第二号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの

別表第一第一号ニ中「イ、ロ又は」を「イ(81)を除く。）、ロ又は」に、「並びにイ(81)を除く。）」に、「第十号」を「第十六号」に改め、「油性混合物（」の下に「イ(81)に掲げる油性混合物を除き、」を加え、「とイ」を「とイ(81)を除く。）」に改める。

別表第一第二号イ中(441)を(464)とし、(402)から(440)までを(425)から(463)までとし、(401)を(423)とし、(423)の次に次のように加える。

(424)　N―メチルアニリン

別表第一第二号イ中(400)を(422)とし、(380)から(399)までを(402)から(421)までとし、(379)を(400)とし、(400)の次に次のように加える。

(401)　ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド）溶液

別表第一第二号イ中(378)を(398)とし、(398)の次に次のように加える。

(399)　ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体

別表第一第二号イ中(377)を(397)とし、(373)から(376)までを(393)から(396)までとし、(372)を(391)とし、(391)の次に次のように加える。

(392)　ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール